



TMI 総合法律事務所

東京都港区六本木6丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー23階(〒106-6123)

電話(代表) (03)6438-5511

電話(特許・商標) (03)6438-5611

Fax(代表) (03)6438-5522

Fax(特許・商標) (03)6438-5622

philippineslaw@tmi.gr.jp

TMI ニューズレター

～フィリピンにおける事業活動再開に関する Q&A～

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

フィリピン共和国(以下「フィリピン」といいます。)のマニラ首都圏においては、新型コロナウイルスの感染者増加を受けて、2020年3月16日以降、外出、渡航、職場に出勤しての勤務といった活動を禁止又は制限する措置¹がとられていましたが、当該措置は下記のとおり、段階的に緩和されるに至っています。

マニラ首都圏における隔離措置の推移

発令日	名称	概要
3月16日	強化されたコミュニティ隔離措置 (ECQ) Enhanced Community Quarantine	外出の原則禁止、在宅勤務以外の事業活動の禁止、公共交通機関の停止等
5月16日	修正された強化されたコミュニティ隔離措置 (MECQ) Modified Enhanced Community Quarantine	一部の事業活動の再開許可等
6月1日 ²	一般的なコミュニティ隔離措置 (GCQ) General Community Quarantine	実施可能な事業活動の範囲拡大、公共交通機関の再開等
(未定) ³	修正された一般的なコミュニティ隔離措置 (MGCQ) Modified General Community Quarantine	ほぼ全面的な事業活動の再開等

フィリピンにおける事業活動の再開又は対フィリピン投資の検討に当たっては、現在有効な各種の特別措置の内容を見極めてご対応、ご判断をされることが重要であると考えられます。

弊所において、別紙のとおり、各政府機関から発出されているガイドラインなどの内容を踏まえ、

¹ 当該措置の概要については、フィリピン最新法令情報 2020年3月号をご参照ください。

http://www.tmi.gr.jp/global/legal_info/philippines/2020/philippines_202003.html

² 現在、マニラ首都圏は6月30日までGCQ下に置かれることが予定されています。

³ 複数の地域が既にMGCQに移行しており、マニラ首都圏についても新型コロナウイルスの感染状況が改善した場合にはMGCQへの移行が予定されています。

TMI ニューズレター 2020年6月23日

フィリピンにおける事業活動再開に関する留意点をとりまとめましたので、ご参考としていただければ幸いです⁴。

*本ニューズレターの情報は2020年6月18日現在において弊事務所が把握している内容を基にしたものであり、今後変更等があり得るものであることをご承知おきください。

TMI 総合法律事務所

團 雅生(フィリピン現地デスク)／生駒 大典／富井 湧／津田 宙樹／秋月 亮平／
稲井 俊介／鈴木 雄貴

本件に関するお問合せ先：philippineslaw@tmi.gr.jp

⁴ 2020年6月18日現在、フィリピンの主要経済圏のうち、マニラ首都圏及びダバオ市においてはGCQが実施されており、別紙の内容が妥当ですが、セブ市においてはECQが実施されているため、セブ市における事業活動については別紙の内容が妥当しない場合があります。

2020年6月18日
TMI 総合法律事務所

コミュニティ隔離措置の緩和に伴う営業活動の再開に関するチェックリスト

マニラ、マカティ、タグイグ、パシッグ、ケソン市及びその周辺都市を含むマニラ首都圏（以下「NCR」といいます。）では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための隔離措置について、強化されたコミュニティ隔離措置（以下「ECQ」といいます。）が実施された後、5月16日から修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（以下「MECQ」といいます。）、6月1日からは一般的なコミュニティ隔離措置（以下「GCQ」といいます。）へと段階的に措置が緩和されてきました。また、一部の地域においては、さらに制限の緩やかな、修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置（以下「MGCQ」といいます。）が実施されています。

6月15日の大統領府の発表によると、6月16日以降、NCRにおいては引き続き6月30日までの間GCQが実施されることとなっています¹。

6月16日から6月30日までの隔離措置の概要²

ECQ	MECQ	GCQ	MGCQ
ビサヤ地方 セブ市	ビサヤ地方 タリサイ市	ルソン地方 NCR（マニラ首都圏）、カガヤン州、イサベラ州、ヌエバ・ビスカヤ州、キリノ州、サンティアゴ州、アウロラ州、バタアン州、ブラカン州、タルラク州、リサール州、ケソン州、オクシデンタル・ミンドロ州 ビサヤ地方 ボホール州、セブ州、ネグロス・オリエンタル州・シキホール州、マンダウエ市、ラブラブ市 ミンダナオ地方 サンボアンガ市、ダバオ市	ECQ、MECQ 又は GCQ 適用対象地域を除くすべての地域

¹ セブ市及びタリサイ市については従来の隔離措置より厳しい措置への移行が発表されています。新型コロナウイルスの感染状況次第では、今後も隔離措置が再度厳格化される可能性があることにご留意ください。

² IATF 決議 46-A（2020年6月15日）<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/06jun/20200615-IATF-RESOLUTION-NO-46-A.pdf>

別紙

現在、隔離措置の緩和が進んでいることを受け、多くの事業者様が事業活動を再開されている状況にありますが、これらの隔離措置の実施により、各政府機関において様々な特別措置がとられており、また、新型コロナウイルスの感染拡大防止や従業員の安全確保などの観点から、新たな規制が導入されており、事業活動に当たってはこれらについての対応が必要となっております。

弊所において、現在得られる状況に基づき、主として GCQ 下のフィリピンにおける事業活動の再開・継続に当たって留意すべき事項をチェックリストの形式でまとめましたので、事業者の皆様のご参考としていただければ幸いです³。

なお、本チェックリストは、2020年6月18日現在において弊所が入手し得る情報に基づいて作成されたものであり、内容については同日以降の状況により変更され得るものであることにご留意ください。本チェックリスト作成に当たっては、SyCip Salazar Hernandez & Gatmaitan の協力を得ております。

【本チェックリストに関するお問合せ先】

TMI 総合法律事務所

弁護士 團 雅生（フィリピン現地デスク・在フィリピン日本国大使館業務委託弁護士）

mdan@tmi.gr.jp

+81 (0)3 6438 5511

+63 917 549 1414（フィリピン直通）

³ 本チェックリストは、一般的な情報の提供を意図したものであり、法的アドバイスを提供するものではないことにご留意ください。

A. 一般的事項		
	確認事項	留意点
1	事業活動は再開できるか	<p>コミュニティ隔離措置の実施に関する「新型コロナウイルス感染対策のためのフィリピン政府の省庁横断タスクフォース」（以下「IATF」といいます。）オムニバスガイドライン（以下「IATF ガイドライン」といいます。）は、ECQ、MECQ、GCQ の、それぞれの措置のもとで、事業を行うことができる会社をリストアップしています。</p> <p>マニラ首都圏（NCR）では、2020年5月16日から同月31日まで、MECQが実施された後に、同年6月1日からGCQに移行し、同月30日まではGCQが継続されることとなっています。</p> <p>参考資料</p> <p>IATF ガイドライン（6月3日改定） https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/06jun/20200603-omnibus-guidelines-on-the-implementation-of-community-quarantine-in-the-philippines.pdf</p>
2	通常通りの事業活動が可能か	<p>一定の事業者は、GCQ の期間中であっても、安全手順に従って、通常通り業務を行うことが認められています。他の事業者は、最大 50%の社員が、会社で業務を行うことができます。</p> <p>それぞれの隔離措置のもとにおいて実施することができる事業活動については、IATF ガイドラインをご参照ください。</p> <p>参考資料</p> <p>IATF ガイドライン（6月3日改定）</p>
3	従業員の出勤方法	<p>GCQ の期間中は、公共交通機関は、下記のとおり、2段階に分けて一定の制限下で利用可能となっています。もっとも、一部の公共交通機関は6月18日現在においても利用できない等、事実上公共交通機関を使った通勤が困難な状況が続いています。</p> <p>1. 第一段階（6月21日まで）</p> <p>限定した乗車定員で電車、バス、タクシー、Grab等のTNVS、シャトルサービス、特定地点を結ぶバス（Point to Point buses）、自転車の利用が可能</p>

A. 一般的事項	
確認事項	留意点
	<p>2. 第二段階（6月22日から30日まで）</p> <p>第一段階で認められる手段に加え、PUB（Public Utility Buses）、近代化されたPUV（Public Utility Vehicles）等の交通手段が利用可能</p> <p>事業者としては、引き続き、従業員の出勤手段を確保するため、自家用車等の従業員自身が手配する移動手段を利用させるか、送迎を手配する必要があります。また、このような措置に際しては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために必要な措置をとることが肝要です。</p> <p>また、各所に設置されているチェックポイントでの検問に関して、IATF ガイドラインは、従業員が、(a)IATF ID、(b)厳格な自宅隔離措置の適用外である会社等が発行した正規の ID、又は(c) Rapid Pass ID のいずれかを提示することで、検問所を通過できると規定しています。</p> <p>なお、BPO 関連企業、その他の輸出関連企業、公益関係企業、貨物車両については、ID を提示する必要はありません。</p> <p>参考資料</p> <p>フィリピン運輸省（DOTr）ガイドライン（5月29日） http://dotr.gov.ph/55-dotrnews/1558-read-as-various-areas-in-the-country-prepares-to-shift-from-modified-enhanced-community-quarantine-mecq-to-general-community-quarantine-gcq-the-new-normal.html</p> <p>フィリピン貿易産業省（DTI）覚書回覧第20-22号（5月5日） https://www.dti.gov.ph/sdm_downloads/memorandum-circular-20-22/</p>

B. 職場における健康・安全の確保

	確認事項	留意点
1	職場復帰する従業員は、新型コロナウイルスの感染の有無について検査を受ける必要があるか	<p>必要はありません。</p> <p>2020年5月13日の記者会見において、大統領府報道官により述べられたガイドラインによれば、事業を再開する企業は、MECQガイドラインに従った事業再開手順を採用することが推奨されており、同手順には、抗体検査とPCR検査が含まれるべきであるとされています。また、検査対象は、職場に復帰する従業員を想定しています。</p> <p>もっとも、IATFガイドラインでは、「いかなる場合においても、復帰する従業員の検査は、復帰する前提条件として解釈されてはならない」ことを明確にしています。その他、検査を行うべき時期など、同ガイドラインに関して具体的な事項の言及はありません。</p> <p>なお、使用者が、従業員に新型コロナウイルスの検査を行う場合、検査費用は使用者の負担となります（以下のDTI-労働雇用省（以下「DOLE」といいます。）ガイドライン（以下「DTI-DOLEガイドライン」といいます。）をご参照ください。）。</p> <p>また、この点に関連して、保健省（以下「DOH」といいます。）は、職場復帰の手順に関する個別の手續に関するガイドライン（以下「DOH 職場復帰ガイドライン」といいます。）を公表していますので、併せてご確認ください。</p> <p>参考資料</p> <p>DTI-DOLE ガイドライン（4月30日） https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/Issuances+from+other+agencies/010520_DTI_DOLE_Guidelines_Workplace_Prevention_Control_COVID19.pdf</p> <p>DOH 職場復帰ガイドライン（5月11日） https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/health-update/dm2020-0220.pdf</p>
2	職場復帰の前に、従業員の健康状態を把握するための措置を講じる必要があるか	<p>従業員の職場復帰を検討する際には、<u>使用者は、従業員のリスクを軽減するための措置を講じる必要があります。</u>その一つが、従業員に健康状態や、当該従業員と一緒に隔離されていた人の健康状態、ロックダウンを守っていたかどうかについてアンケートを記入してもらい、自己申告をしてもらうことです。かかる措置は、ガイドラインでは要求されていませんが、ベストプラクティスの一環として、複数の企業で実施されています。</p>

B. 職場における健康・安全の確保

	確認事項	留意点
3	症状を報告したり、感染者や感染の疑いのある者と接触していた従業員を、どのように扱うべきか	<p>まだ職場復帰していない従業員からこのような報告があった場合、<u>使用者は、従業員</u>の健康を守り、ウイルスの感染拡大を可能な限り防ぐよう、<u>従業員に助言する必要があります</u>。したがって、無症状の従業員や症状が軽い従業員に対しては、自宅で安静にし、可能であれば隔離し、休息や水分摂取などの標準的な措置をとるように使用者が指示することが適当です。また、重度の症状に苦しんでいる従業員には、直ちに医療機関を受診するよう求めるべきです。使用者は、接触者の追跡調査において、DOH 又は関連する地方自治体に協力する必要がある場合があります。</p> <p>参考資料 DTI-DOLE ガイドライン（4月30日）</p>
4	事業所内の消毒は必要か	<p>DTI-DOLE ガイドラインによると、トイレ、ドアノブ、スイッチなど、人が頻繁に触れる「ハイタッチエリア」については、2時間に1回、個人のデスクなどの表面については1日1回、清掃及び消毒を行うことが望ましいとされています。</p> <p>また、従業員に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、作業場を消毒剤で除染する必要があります（下記の項目10の回答もご参照ください。）。</p> <p>参考資料 DTI-DOLE ガイドライン（4月30日）</p>
5	衛生手順と物理的措置に関する要求事項を遵守することができるか	<p>IATF ガイドラインは、事業者が「DTI-DOLE ガイドラインと DOH 復職ガイドラインを遵守している場合には、最低限の衛生基準を十分に遵守しているものとみなす」と規定しています。したがって、事業者としては、事業所において両ガイドラインに合致する措置がとられているかを確認することが望ましいといえます。</p> <p>以下に、両ガイドラインの主な内容をご紹介します。</p> <p>DTI-DOLE ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に適切なフェイスマスクを提供すること ・従業員と訪問者の体温測定 ・仕事場において従業員間で半径1メートル以上の物理的な距離（前後左右）をとること ・隔離エリアを設けること ・日常的な消毒の規則を守ることなど ・共有スペースでの食事を避け、従業員は個別の作業エリアで食事をとること

B. 職場における健康・安全の確保		
	確認事項	留意点
		<ul style="list-style-type: none"> ・個別の作業エリアでの食事が不可能な場合は、1 テーブルに1人の従業員を配置し、1人の従業員につき1メートルの距離を置くなど、物理的な距離を保つこと ・従業員間で長時間の話し合いが必要な場合には、テレビ会議や電話会議ができる設備を設けること ・新型コロナウイルスの予防・管理措置の実施状況を監督するために、安全管理責任者を選定すること <p>DOH 職場復帰ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員や訪問者の体温測定、物理的な距離をとること、日常的な消毒など ・可能な限り対面での会議を制限し、在宅勤務を採用すること ・在宅勤務が不可能な場合は、職場において適切な物理的な距離を置くこと <p>参考資料</p> <p>DTI-DOLE ガイドライン（4月30日） DOH 職場復帰ガイドライン（5月11日）</p>
6	すべての従業員がマスクを着用できるようにすること	<p>IATF ガイドラインで繰り返し述べられているように、各人は、外出する度にフェイスマスク(ハンカチなどの自作のフェイスマスクでも可)を着用することが求められています。</p> <p>また、DTI-DOLE ガイドラインは、使用者は従業員に適切なフェイスマスクを提供すべきであると規定しています。布製のマスクを使用する場合は、洗浄可能なタイプのものを使用しなければなりません。マスク内部にティッシュペーパーなどのフィルター材料を追加してもよいとされます。</p> <p>なお、隔離区域に収容された従業員を診察する医療従事者に対しては、フェイスマスク、ゴーグルやフェイスシールド、手袋等の適切な医療用の個人防護具（PPE）を支給しなければならないとされています。</p> <p>参考資料</p> <p>DTI-DOLE ガイドライン（4月30日）</p>
7	従業員が毎日、健康症状質問票への記入を完了し、これを毎月	<p>すべての従業員及び訪問者は、建物及び職場に入る前に毎日、健康症状質問票を記入する必要があります。また、検温の結果を質問票に記録することも必要です。質問票のサンプルは、DTI-DOLE ガイドラインに添付されています。</p>

B. 職場における健康・安全の確保

	確認事項	留意点
	DOLE に提出するシステムの構築と訪問者用の質問票の準備	<p>さらに、使用者は、新型コロナウイルスホットライン及び従業員に症状がある場合に報告するコールセンターを設置し、「疑わしい」従業員の状態を毎日監視する計画を立てなければなりません。</p> <p>また、使用者は、DOLE 労働災害/疾病報告フォームを利用して疾病、負傷に関する月報を DOLE に提出しなければなりません。</p> <p>参考資料 DTI-DOLE ガイドライン（4月30日）</p>
8	すべての従業員と訪問者が従うべき手順を含む安全衛生ガイドラインに関する方針の作成	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止及び管理に関する事業者の方針は、従業員との協議のうえで作成されるべきです。従業員への提言や情報、教育及びコミュニケーション (IEC) プログラムについては、DOH、世界保健機関等の新型コロナウイルスに関する信頼できる情報源から入手した情報に依拠することが適当です。</p> <p>また、これらの方針等は、ガイドラインの要件に合致する形で作成される必要があります。</p> <p>参考資料 DTI-DOLE ガイドライン（4月30日）</p>
9	プライバシーポリシーを確認し、個人情報、特に医療データが正しく収集・処理されることを確認すること	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する規則を遵守するに際して使用者が収集する個人情報は、政府による連絡先の追跡を行うために DOH が必要であるとする範囲に限定するべきです。</p> <p>情報保護法（Data Privacy Act）のもとでのプライバシー原則では、使用者はデータが収集された目的のためだけに個人情報を処理するとともに、個人情報のセキュリティを確保し、必要な期間に限って個人情報を保持することとされています。</p> <p>さらに、事業者としては、個人情報を収集すること及びその根拠について、訪問者に対して適切な情報提供を行うことが必要です。</p> <p>参考資料 NPC PHE Bulletin No.3（3月19日） https://www.privacy.gov.ph/2020/03/npc-phe-bulletin-no-3-collect-what-is-necessary-disclose-only-to-the-proper-authority/</p>

B. 職場における健康・安全の確保

	確認事項	留意点
10	<p>職場に復帰した従業員が症状を示した場合に従うべき手順は用意されているか</p>	<p>すでに職場に復帰した従業員が症状を示した場合、使用者は次の手順に従う必要があります。</p> <p>(a)従業員は、会社が指定する隔離区域に行き、必要があるときは、医療機関で受診する</p> <p>(b)作業場を適切な消毒剤で除染する</p> <p>(c)作業場の除染後、24 時間経過後に作業を再開することができる</p> <p>(d)新型コロナウイルス感染症の疑いのある従業員と同じ作業場で就業していた従業員（以下「同僚従業員」という。）を、14 日間の自宅隔離とする。新型コロナウイルス感染症の疑いのある従業員が検査で陰性を示した場合、同僚従業員については職場への復帰を許可して差し支えない</p> <p>なお、使用者は、個人の身元を開示することなく、新型コロナウイルスの陽性結果が出たことを他の従業員に通知することができ、また、使用者は、法律の定めにより、DOH 及びその他の適切な政府機関に当該従業員の情報を開示することができます。</p> <p>参考資料</p> <p>DTI-DOLE ガイドライン（4 月 30 日）</p> <p>NPC PHE Bulletin No.3（3 月 19 日）</p>

C. 事業の休止が生じたことに伴う留意事項

	確認事項	留意点																																	
1	政府機関への届出又は報告書、支払い、提出期限の確認	事業の再開に当たり、既に実施済みであるべきはずの届出等が行われているかどうかを確認することは、有益であると考えられます（例：内国歳入庁（以下「BIR」といいます。）に対する登録、地方公共団体の営業許可証の更新等）。																																	
1.1	税務関連	<p>ECQ、MECQ、GCQ の影響で延長された確定申告・納税の期限にご注意ください。これらは、2020 年 4 月 29 日付けの歳入規則第 11-2020 号に基づくものです。BIR は、歳入規則第 12-2020 号により、歳入規則第 11-2020 号に定められた期限をさらに延長する予定はないとしています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 65%;">申告又は提出対象事項</th> <th style="width: 30%;">期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1.</td> <td>2019 年及び 2020 年 1 月期の法人の所得税年次報告書（以下「AITR」といいます。）</td> <td style="text-align: center;">6 月 15 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.</td> <td>2020 年 2 月期の法人向け AITR</td> <td style="text-align: center;">7 月 15 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3.</td> <td>個人向け AITR</td> <td style="text-align: center;">6 月 15 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4.</td> <td>法人向けの第 1 四半期所得税申告書（以下「ITR」といいます。）</td> <td style="text-align: center;">6 月 29 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.</td> <td>第 1 四半期の個人 ITR</td> <td style="text-align: center;">6 月 15 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6.</td> <td>2020 年 3 月の印紙税（以下「DST」といいます。）対象取引の DST 申告</td> <td style="text-align: center;">5 月 30 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7.</td> <td>2020 年 4 月の DST 対象取引の DST 申告</td> <td style="text-align: center;">6 月 4 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8.</td> <td>2020 年 5 月の DST 対象取引の DST 申告</td> <td style="text-align: center;">6 月 5 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9.</td> <td>2020 年 3 月、4 月、5 月の納税に係る租税条約免除証明書（CORTT）の提出</td> <td style="text-align: center;">隔離措置の解除後 30 日以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10.</td> <td>2020 年 3 月 16 日から始まる非常事態宣言期間中に期限が到来するその他すべての BIR への申告及び提出（ただし歳入規則に定めのないもの）</td> <td style="text-align: center;">隔離措置の解除後 30 日以内</td> </tr> </tbody> </table>		申告又は提出対象事項	期限	1.	2019 年及び 2020 年 1 月期の法人の所得税年次報告書（以下「AITR」といいます。）	6 月 15 日	2.	2020 年 2 月期の法人向け AITR	7 月 15 日	3.	個人向け AITR	6 月 15 日	4.	法人向けの第 1 四半期所得税申告書（以下「ITR」といいます。）	6 月 29 日	5.	第 1 四半期の個人 ITR	6 月 15 日	6.	2020 年 3 月の印紙税（以下「DST」といいます。）対象取引の DST 申告	5 月 30 日	7.	2020 年 4 月の DST 対象取引の DST 申告	6 月 4 日	8.	2020 年 5 月の DST 対象取引の DST 申告	6 月 5 日	9.	2020 年 3 月、4 月、5 月の納税に係る租税条約免除証明書（CORTT）の提出	隔離措置の解除後 30 日以内	10.	2020 年 3 月 16 日から始まる非常事態宣言期間中に期限が到来するその他すべての BIR への申告及び提出（ただし歳入規則に定めのないもの）	隔離措置の解除後 30 日以内
	申告又は提出対象事項	期限																																	
1.	2019 年及び 2020 年 1 月期の法人の所得税年次報告書（以下「AITR」といいます。）	6 月 15 日																																	
2.	2020 年 2 月期の法人向け AITR	7 月 15 日																																	
3.	個人向け AITR	6 月 15 日																																	
4.	法人向けの第 1 四半期所得税申告書（以下「ITR」といいます。）	6 月 29 日																																	
5.	第 1 四半期の個人 ITR	6 月 15 日																																	
6.	2020 年 3 月の印紙税（以下「DST」といいます。）対象取引の DST 申告	5 月 30 日																																	
7.	2020 年 4 月の DST 対象取引の DST 申告	6 月 4 日																																	
8.	2020 年 5 月の DST 対象取引の DST 申告	6 月 5 日																																	
9.	2020 年 3 月、4 月、5 月の納税に係る租税条約免除証明書（CORTT）の提出	隔離措置の解除後 30 日以内																																	
10.	2020 年 3 月 16 日から始まる非常事態宣言期間中に期限が到来するその他すべての BIR への申告及び提出（ただし歳入規則に定めのないもの）	隔離措置の解除後 30 日以内																																	

C. 事業の休止が生じたことに伴う留意事項

	確認事項	留意点
		<p>これらの期限は、対象者の所在する地域が「隔離」(Quarantine) されている限り適用されます。歳入規則第 11-2020 号においては、「隔離」には ECQ、MECQ、GCQ が含まれていますが、これらに限定されるものではありません。もっとも、上記のとおり、BIR は歳入規則第 12-2020 号において、さらなる期限延長は行わないこととしています。</p> <p>また、BIR は、2020 年 5 月 6 日付けの覚書回覧第 47-2020 号により、ECQ 期間中の取引にかかる領収書を発行した場合、又は発行する必要がある場合に利用できる特例措置を定めています。これに関連して、納税者は「ECQ 解除日から 90 日以内」に、「一時的な領収書又は発行された請求書の概要」を BIR に提出することが求められています。</p> <p>参考資料</p> <p>BIR 歳入規則第 11-2020 号 (4 月 29 日) https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/internal_communications_1/Full%20Text%20RR%202020/Revenue%20Regulations%20No%2011-2020.pdf</p> <p>BIR 歳入規則第 12-2020 号 (5 月 14 日) https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/internal_communications_1/Full%20Text%20RR%202020/Revenue%20Regulations%20No.%2012-2020.pdf</p> <p>BIR 覚書回覧第 47-2020 号 (5 月 6 日) https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/internal_communications_2/RMCs/2020%20RMCs/RMC%20No.%2047-2020.pdf</p>
1.2	固定資産税・地方事業税	<p>マニラ首都圏 (NCR) の様々な地方自治体 (以下「LGU」といいます。) が、これらの税金の支払期間の延長を認めるアナウンスを行っています。該当する LGU の発表をご確認ください。</p> <p>また、フィリピン財務省 (DOF) は、2020 年 3 月 25 日現在 LGU が課しているすべての地方税、手数料、料金の支払期限を 2020 年 6 月 25 日まで罰金なしで延長する回覧を発行しています。</p>

C. 事業の休止が生じたことに伴う留意事項

	確認事項	留意点
		<p>参考資料</p> <p>財務省回覧第 002-2020 号 (4 月 23 日)</p> <p>https://www.dof.gov.ph/download/dof-department-circular-no-02-2020/?wpdmdl=26262&refresh=5ee2298ec264b1591880078</p>
2	雇用関係の負担金等の支払猶予	<p>社会保障機構 (以下「SSS」といいます。)</p> <p>SSS は、事業主の月次負担金の納付期限を複数回延長しています。2020 年 6 月 15 日に SSS のフェイスブックページでなされた発表によると、同年 2 月、3 月、4 月の該当月の月次負担金については、同年 6 月 30 日までに支払えば足りることとされています。</p> <p>フィリピン健康保険公社(Philippine Health Insurance Corporation; 以下「PhilHealth」といいます。)</p> <p>PhilHealth は、2020 年 4 月 24 日に「2020 年 2 月から 4 月までの該当月の拠出金支払いの猶予」を発表しました。これにより、これらの月の保険料の支払いは、事業者を含むすべての直接拠出者について、2020 年 5 月 31 日まで無利息で延長されました。</p> <p>その後、PhilHealth は、6 月 11 日の発表により、事業者によるこれらの月の保険料の支払いについては、6 月 21 日までは遅延利息を課さないことを明らかにしています。</p> <p>Pag-IBIG 基金</p> <p>Pag-IBIG 基金は、その会員に対して、以下の 2 つのローン救済プログラムを提供しています。</p> <p>(a) 2020 年 3 月 16 日から 2020 年 6 月 15 日までの間に Pag-IBIG 住宅ローン、多目的ローン、災害ローンを利用している会員に対する 3 ヶ月間の支払猶予</p> <p>(b) ECQ 及びその延長期間中に返済期限が到来するローンについては、ECQ の下で申告された地域に勤務又は居住している Pag-IBIG 会員全員に対する強制的な猶予期間</p> <p>また、同基金の 2020 年 6 月 17 日の発表によると、同基金は、事業者に対して、同年 3 月、4 月及び 5 月の事業者負担の拠出金の支払い及び従業員向け短期融資の支払いの期限を同年 6 月 30 日まで延長しています。</p>

C. 事業の休止が生じたことに伴う留意事項

確認事項	留意点												
	<p>参考資料</p> <p>SSS 関係 拠出金支払期限の再延長に関する報道 (INQUIRER.net) https://newsinfo.inquirer.net/1291905/sss-further-extends-contribution-payment-deadline-to-june-30</p> <p>PhilHealth 関係 PhilHealth アドバイザリー第 2020-027 号 https://www.philhealth.gov.ph/advisories/2020/adv2020-0027.pdf</p> <p>PhilHealth アドバイザリー第 2020-038 号 https://www.philhealth.gov.ph/advisories/2020/adv2020-0038.pdf</p> <p>Pag-IBIG 基金関係 https://www.pagibigfund.gov.ph/2020news.html#</p>												
3.1 証券取引委員会 (SEC) への提出と監査済財務諸表 (AFS) の提出	<p>証券取引委員会 (以下「SEC」といいます。) は、年次企業情報書 (以下「GIS」といいます。日本における登記簿謄本に相当) 又は株主総会不開催報告書の提出期限を延長していません。この報告書は、現実に株主総会が開催された日あるいは開催されないこととされた日から 30 日以内に提出しなければなりません。もっとも、SEC はこれらの報告書を電子的に提出することを許容する回覧を発行しており、公証されていない場合であっても書類の提出を受け付けています。</p> <p>また、SEC は、法人の SEC 登録番号の下一桁に応じた監査済財務諸表 (以下「AFS」といいます。) の提出スケジュールを以下のように示しています。</p> <table border="1" data-bbox="478 1489 1343 1848"> <thead> <tr> <th>AFS の提出スケジュール</th> <th>SEC 登録番号の下一桁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月 29 日、30 日</td> <td>1 及び 2</td> </tr> <tr> <td>7 月 1 日ないし 3 日、6 日ないし 10 日</td> <td>3 及び 4</td> </tr> <tr> <td>7 月 13 日ないし 17 日</td> <td>5 及び 6</td> </tr> <tr> <td>7 月 20 日ないし 24 日</td> <td>7 及び 8</td> </tr> <tr> <td>7 月 27 日ないし 30 日</td> <td>9 及び 0</td> </tr> </tbody> </table>	AFS の提出スケジュール	SEC 登録番号の下一桁	6 月 29 日、30 日	1 及び 2	7 月 1 日ないし 3 日、6 日ないし 10 日	3 及び 4	7 月 13 日ないし 17 日	5 及び 6	7 月 20 日ないし 24 日	7 及び 8	7 月 27 日ないし 30 日	9 及び 0
AFS の提出スケジュール	SEC 登録番号の下一桁												
6 月 29 日、30 日	1 及び 2												
7 月 1 日ないし 3 日、6 日ないし 10 日	3 及び 4												
7 月 13 日ないし 17 日	5 及び 6												
7 月 20 日ないし 24 日	7 及び 8												
7 月 27 日ないし 30 日	9 及び 0												

C. 事業の休止が生じたことに伴う留意事項

	確認事項	留意点
		<p>GQC の期間中も GIS と AFS は電子メールで提出することができますが、SEC 覚書回覧 2020 年第 18 号によると、SEC Express Nationwide Submission (SENS) を通じて、紙媒体の GIS と AFS を任意の宅配業者やフィリピン郵便局に提出する必要があります。</p> <p>参考資料</p> <p>SEC 覚書回覧 2020 年第 9 号 http://www.sec.gov.ph/wp-content/uploads/2020/04/2020MCNo09_1.pdf</p> <p>SEC 覚書回覧 2020 年第 10 号 http://www.sec.gov.ph/wp-content/uploads/2020/04/2020MCNo10_1.pdf</p> <p>SEC 覚書回覧 2020 年第 17 号 (5 月 7 日) - AFS 及び年次報告書の提出期限延長について http://www.sec.gov.ph/wp-content/uploads/2020/05/SECMCNo17.pdf</p> <p>SEC 覚書回覧 2020 年第 18 号 (5 月 11 日) - 「ECQ 後の出願期間中」の AFS と GIS の提出ガイドライン http://www.sec.gov.ph/wp-content/uploads/2020/05/SECMCNo18.pdf</p>
3.2	ロックダウン中に電子的に提出した提出物について、原本又は公証された文書を提出する必要があるか	<p>SEC のコーポレートガバナンス及び財務部門への提出に関しては、(電子的に提出した) 報告書及び文書の原本及び公証された文書を、措置命令が解除され、又は撤回された日から、10 日以内に提出しなければなりません。</p> <p>また、電子的に提出するその他すべての一般的・特別なフォームやレターについては、SEC 覚書回覧 2020 年第 10 号において、「SEC は、提出用に特定の(具体的な) 日を設定・発表するものとする。」と記載されていることに注意してください。</p> <p>参考資料</p> <p>SEC 覚書回覧 2020 年第 18 号 (5 月 11 日) - 「ECQ 後の出願期間中」の AFS と GIS の提出ガイドライン</p> <p>SEC 覚書回覧 2020 年第 10 号</p>

C. 事業の休止が生じたことに伴う留意事項

確認事項	留意点
3.3 公的企業、セカンダリライセンスを持つ企業、又は特定機関の管轄下にある企業は法令遵守について別途確認すべき点があるか	<p>SEC への登録に加えて、特定の業種についての許認可等を別途取得している企業や特定の官庁の管轄下にある企業は、事業者一般が遵守すべき事項に加えて、別途管轄官庁への報告や届出などの義務が課されている場合があります。</p> <p>このような事業者においては、コンプライアンス・オフィサーその他適切な責任者においては、いかなる義務があるかを確認するとともに、その遵守について注意を払う必要があります。</p>
4 請求書・支払いについて：光熱費、リース料、会費、ローン、クレジットカードの支払いはどうなるか	<p>請求等の支払猶予</p> <p>一部の電力会社や銀行、クレジットカード会社が、支払い又は返済について猶予期間を設定していましたが、これらについては、猶予措置がいつ終了するか及び新たな期限について確認をする必要があります。</p> <p>賃料の支払猶予</p> <p>IATF ガイドラインは、住宅賃借人及び中小零細企業（以下「MSMEs」といいます。）について、ECQ、MECQ、又は GCQ の期間中に支払期日が到来する住宅・商業用賃貸料並びに「当該期間中に操業が許可されていない部門」に対して、「最終支払期日から 30 日間又はコミュニティ隔離措置が解除されるまで」の猶予期間を付与しています。</p> <p>これを受けて、DTI は、隔離措置の期間中に支払期限が到来する住宅賃料と MSMEs の商業賃料について、支払猶予期間を付与しています。この措置は、DTI 覚書回覧第 20-12 号により定められたものが、2020 年 6 月 2 日の同第 20-29 号により一部修正のうえで継続されているものです。</p> <p>(対象となる賃借人)</p> <p>① 住宅賃料：隔離措置により収入を失った者、又は隔離措置により使用者が営業を認められなかった者</p> <p>② 商業賃料：法令により隔離措置期間中に営業を禁止されていた者</p>

C. 事業の休止が生じたことに伴う留意事項

確認事項	留意点
	<p>(猶予の内容)</p> <p>対象となる賃料の支払いは、隔離措置が解除された時又は営業の禁止が解除された時から 30 日間猶予される。</p> <p>なお、MSMEs とは、「工業、農業ビジネス、サービス業に従事する事業活動又は企業で、個人事業主、協同組合、パートナーシップ、又は法人であるかどうかにかかわらず、その総資産は、貸付金から生じるものを含み、特定の事業体の事務所、工場、及び設備が置かれている土地を除いたもの」が、1 億フィリピン・ペソ（約 2 億 1000 万円）を超えないものを指しています。</p> <p>融資の返済猶予</p> <p>IATF ガイドラインは、特に銀行に対して、ECQ 又は MECQ の期間中に返済期限が到来するすべてのローンの支払いに対して、返済期日又はコミュニティ隔離措置が解除されるまでのいずれか長い方の期間の猶予期間を与えるよう指示しています。これを受けて、フィリピン中央銀行（以下「BSP」といいます。）は融資の返済猶予に関する施行規則を定めています。</p> <p>参考資料</p> <p>DTI 覚書回覧第 29-12 号（6 月 2 日） https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/020620_MC2029.pdf</p> <p>IATF ガイドライン（6 月 3 日改定）</p> <p>共和国法第 11469 号の第 4 条(aa)項又は「Bayanihan to Heal As One Act」の施行規則</p> <p>BSP 覚書回覧第 2020-028 号（4 月 22 日） http://www.bsp.gov.ph/downloads/regulations/attachments/2020/m028.pdf</p> <p>BSP 覚書回覧第 2020-042 号（5 月 18 日） http://www.bsp.gov.ph/downloads/regulations/attachments/2020/m042.pdf</p>

C. 事業の休止が生じたことに伴う留意事項

確認事項	留意点
5 裁判等の係属中の手続の状況	<p>自社が事件や訴訟の当事者となっている場合、以下の点に注意が必要です。</p> <p>a. MECQ 下で裁判所が 2020 年 5 月 31 日まで閉鎖されていたため、同年 5 月 31 日までに提出期限が到来する答弁書（主張書面）やその他の提出物の提出期限は、6 月 1 日を起算日として、さらに 30 日間延長されることとなっています。</p> <p>b. 裁判所が物理的に閉鎖されている場合であっても、毎日午後 3 時までは受付をしており、当事者は裁判所の電話番号、メールアドレス、Facebook アカウント（最高裁判所のウェブサイトに掲載）を通じて、以下の手続が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子的な方法により訴状を提出して、裁判に訴えること ・答弁書（主張書面）その他の提出書類をメールで提出すること ・裁判及び執行手続の状況を照会すること ・資料を請求すること ・控訴裁判所、サンディガンバヤン（公務員特別裁判所）、税控訴裁判所等の裁判でテレビ会議による審問が予定されているか否かを問い合わせること ・テレビ会議を用いた審理を行うための共同申立書を、相手方と提出すること <p>c. 6 月 1 日以降、裁判所はすべての手続を再開しています。これに伴い、当事者は以下の点に注意する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の期日までに、答弁書（主張書面）その他の提出物を提出すること ・裁判所にコンタクトを取るか、郵便・電話による通知によって、ECQ や MECQ、GCQ の期間中にキャンセルされた審問の、新しいスケジュールを決定すること <p>なお、裁判所においては、5 月 31 日付け最高裁判所告知に基づき、GCQ の期間中はビデオ通話による期日の開催が行われています。もっとも、実際上は、期日の実施に当たり、技術上の問題が生じている場合もあるようです。</p> <p>参考資料</p> <p>最高裁判所行政回覧第 41-2020 号（5 月 29 日） http://sc.judiciary.gov.ph/11529/</p> <p>最高裁判所告知（5 月 31 日） http://sc.judiciary.gov.ph/11536/</p>

C. 事業の休止が生じたことに伴う留意事項

	確認事項	留意点
6	顧客及び第三者に対する契約上の義務の遵守	<p>新型コロナウイルスの影響下にあっても、事業者様においては、顧客や他の関係者とコミュニケーションを取り、契約上の義務の遵守等に対する努力をされていたことと思われる。</p> <p>今後は、今般の事態により影響を受けた可能性のある契約について一覧表を作成したうえで、契約の履行上の問題が生じている場合には内容を特定した後、改善するための最適な方法を決定し、直ちに各取引先に連絡することで、契約上のより大きなトラブルに発展することを防ぐことが重要です。</p> <p>また、大規模な契約においては、遅延や不達が重大な結果につながる可能性がありますので、自社としてどのような行動方針が可能かを決定するために慎重な検討を行う必要があります。</p> <p>具体的には、契約書における契約違反、遅延、不可抗力、事情変更、損害、補償、契約終了に関する規定を確認し、自社が契約違反の責任を負うことがないかを検討することが重要です。これらの規定には、期間や通知に関する事項が含まれている可能性があるため、可能な限り速やかに必要な対応をすることが重要であると考えられます。</p>

D. 新常态（New Normal）への対応		
	確認事項	留意点
1	新常态（New Normal）とは何か	IATF ガイドラインは、「New Normal」（新常态）について「感染拡大後も予防接種等の手段の普及によって病気が撲滅されない間継続する、一般的に習慣化され制度化された行動、状況、及び最小限の公衆衛生に関する基準であり、大規模集会の禁止等の引き続き効力を有する政策のみならず一般社会においても新たな習慣となる行動も含む」と説明しています。
2	手元資金を維持し、経費を減らす必要があるか	<p>今後、少なからぬ数の事業者が、コロナウイルスの感染拡大のために営業規模の縮小を迫られる、あるいは経営上の困難に直面する可能性があると思われます。</p> <p>マネジメントとしては、キャッシュフローや損益の推移を検討し、既存の契約関係について、コストが生じているものを見直しや、真に必要なものであるか否かの見極めをすることにより、経費の節減やキャッシュフローの改善を実現することが必要となります。具体的には、契約内容を検討し、契約の事前終了の可否や、契約を縮小又は修正する選択肢があるか否かにつき判断したうえで、適切な措置をとることが想定されます。</p>
3	人員配置を見直す必要があるか	<p>多くの事業者にとっては人件費がコストの相当部分を占めることとなるため、必要な人員の見直しや柔軟な勤務形態導入等の検討をすることが重要であると考えられます。</p> <p>前述のとおり、GCQ 下においては、多くの場合、従業員を 100%職場に復帰させることは認められていないため、職場に復帰させることができない従業員に対してどのような給与・手当を支給するべきかについては、慎重に検討する必要があります。</p> <p>また、正当な理由があれば、業務の一部の停止やこれに伴う従業員の解雇をも検討しなければなりません。</p> <p>人員配置の見直し、給与体系の変更、従業員の解雇等、新型コロナウイルス禍における問題への対応を探る事業者においては、各種の手法における適法性の確保に留意して計画を策定するとともに、事案に応じ、適切な専門家の助言を得ることが望ましいといえます。</p>

4	再び隔離措置が課された場合の備えについて	<p>新型コロナウイルスのワクチンが発見され、利用可能となるまでは、新たな感染爆発によって事業が中断されるリスクは引き続き存在することに注意が必要です。</p> <p>海外における報道によると、ロックダウンが終了した後、あるいは統計上感染者数を示すグラフが平坦になったように見えた後においても、感染が再拡大する可能性があるといわれています。したがって、現在直面している状況を踏まえ、ECQ や MECQ が再び課される事態に備えておくことが適切であると考えられます。</p> <p>このような事態において有効な対策としては、事業遂行におけるデジタル化の推進が想定されます。具体的には、従業員が必要に応じて自宅で作業できるように、会社のシステムへリモートでアクセスできる環境を整備するとともに、必要な機器とインターネット環境を確保する必要があります。</p> <p>事業者としては、今回の経験から、隔離措置がとられた場合に業務のどの部分がボトルネックとなるのかを分析し、この点についてどのような修正が必要なのかを検討しておくことが有益であると考えられます。また、事業遂行におけるデジタル化が進むにつれて、情報漏洩の防止やサイバーセキュリティの確保など、新たな領域におけるコンプライアンスの確保が重要となります。</p> <p>また、隔離措置により、デジタルなプラットフォームと決済システムの重要性が強調されていますが、電子的商取引により取り扱うことができる商品は限られており、事業者としては、安定した物流確保の必要性にも配慮する必要があります。</p> <p>さらに、職場における健康と安全に関しても、今後予算等の資源を割り当てるべき分野であるといえます。特に BPO のような労働集約的な事業においては、この重要性が高いといえます。</p>
---	----------------------	--